

軍事・国防関連の研究を実施する政府機関等との研究協力に関する要領

平成 17 年 4 月 15 日
研究戦略室決定

〔教育研究評議会（平成 17 年 4 月 8 日）了承
役員会（平成 17 年 4 月 15 日）承認〕

軍事・国防関連の研究を実施する政府機関等との研究協力の適切な実施を目的として、以下のとおり研究契約の取扱いに関する要領を制定する。

1. 目的

国立大学法人東京工業大学（以下、「大学」という。）と軍事・国防関連の研究を実施する政府機関等との研究協力を適切に実施することを目的として、本要領を制定する。大学職員（非常勤職員を含む。）が研究活動を実施する場合において、当該研究活動の一環として軍事・国防関連の研究を実施する政府機関等と大学との間で研究に係る契約を結ぶ必要がある場合は、他の規定との係わりある場合を除き、本要領を適用するものとする。

2. 軍事・国防関連の研究を実施する政府機関等

本要領において、「軍事・国防関連の研究を実施する政府機関等」とは、我が国防衛庁、米国防総省(DOD)等、当該機関の判断において研究協力の内容に、国家安全保障の観点から情報及び研究試料等の取扱いの制限、あるいは研究の遂行に関与する者に対してのなんらかの責務を課することができる内外の政府機関並びにこれら政府機関と当該研究協力に関し契約関係にある企業、大学及び研究機関を指す。

3. 研究協力の取り扱いについて

(1) 軍事・国防関連の研究を実施する政府機関等が望む研究協力が、米国防総省が調達規定として設けている「研究、開発、試験及び評価 (RDT&E)」コード「6.1」(科学的発見や新しい発明を目的とした基礎研究を指す。)に該当するあるいはこれに準じる内容である場合であって大学職員が希望する場合、研究存在の公開及び研究成果の公開の原則並びに大学本来の使命と矛盾しない限りにおいて、大学はこれを受け入れる。この場合、知的財産権等の取り扱いは、国立大学法人東京工業大学発明規則、同取扱い内規等に従うことを前提とする。

(2) 上記コード「6.1」及びこれに準じる内容と合致しない場合、大学内の研究としては受け入れない。

4. その他

(1) 運用の細則

研究協力の内容が、コード「6.1」に該当する、あるいはこれに準じるかどうか等の確認を含む、本要領の運用の細則は、研究戦略室においてこれを定める。

(2) 見直し規定

本要領は、運用の実績を踏まえて、適宜、改訂するものとする。

(3) 第 2 項の解釈について

全米科学財団 (NSF)、米国保健研究所 (NIH) は、上記 2. に規定される「軍事・国防関連の研究を実施する政府機関等」には含まれない。

以上